## 経済産業省

輸出注意事項24第42号 平成24・06・27貿局第6号

包括許可取扱要領の一部を改正する通達を次のように制定する。

平成24年7月19日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

包括許可取扱要領の一部を改正する通達

包括許可取扱要領(平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号)の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附則

この通達は、平成24年8月1日から施行する。

包括許可取扱要領の一部を改正する通達新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○包括許可取扱要領(平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号)

改正			後			現		行		
(略) I ~VI (略)						(略) I ~VI (略)				
川表1~別表8 (略)					万	引表1~別表8 (略)				
別表A] 特別一般包括輸出許可/一 午可/特定子会社包括輸出許可マトリ [2の項] ~ [3の2項] (略) [4の項]		輸出許可	丁/特定 <sup>/</sup>	包括輸出	1	[別表A] 特別一般包括輸出許可/- 許可/特定子会社包括輸出許可マト! [2の項]~[3の2項](略) [4の項]		輸出許可	<b>「/特定</b> 位	包括輸品
位向地 輸出令別表第1項番	い地域 ①	ほ地域	へ地域 (ち地 域を除 く)			位向地 輸出令別表第1項番	い地域 ①	ほ地域	へ地域 (ち地 域を除 く)	1
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(18)に 掲げる貨物であって、貨物等省令第 14条第8号に該当するもの	_	_	_	_		輸出令別表第1の4の項(18)に 掲げる貨物であって、貨物等省令第 14条第8号 <u>イ又は口</u> に該当するも の		_	_	-
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(21)に 掲げる貨物であって、貨物等省令第 14条第8号に該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)		輸出令別表第1の4の項(21)に 掲げる貨物であって、貨物等省令第 14条第8号 <u>イ又は口</u> に該当するも の	, ,,,	(略)	(略)	(略)

(略)

[5の項]・[6の項] (略) [7の項]

世向地 輸出令別表第1項番	い地域 ①	と地域 ②	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	(削る)
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条 第17号イからハまで、ホ、へ又はチ のいずれかに該当するもの	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の7の項(17)~(22)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号ト又は第18 号~第22号までのいずれかに該当するもの	(略)	(略)	(略)

[8の項] (略)

[9の項]

世 輸出令別表第 1 項番	向地	い地域 ①	と地域 ②	ち地域
(略)		(略)	(略)	(略)

[5の項]・[6の項] (略) [7の項]

世向地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域 ②	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条 第17号イ(二)に該当するもの	-	<u>特定</u>	
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の7の項(17)~( 22)までに掲げる貨物であって、貨 物等省令第6条第17号~第22号ま でのいずれかに該当するもの		(略)	(略)

[8の項] (略)

[9の項]

輸出令別表第1項番	仕向地	い地域 ①	と地域 ②	ち地域
(略)		(略)	(略)	(略)

輸出令別表第1の9の項(2)、(3)、(5)、(5の2)、(5の3)、(5の4) <u>又は(5の5)</u> に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第1号、第4号、第5号、第5号の2、第5号の3、第5号の4 <u>又は第5号の5</u> のいずれかに該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[10の項]~[15の項](略)

[別表B] 特別一般包括役務取引許可/一般包括役務取引許可/特定包括役務取引許可/特定子会社包括役務取引許可マトリックス [2の項] ~[3の2の項] (略) 「4の項]

提供地外為令別表項番	い地域 ①	ほ地域	へ地域 (ち地 域を除 く)	ち地域
外為令別表の4の項(1)に掲げる 技術であって、次に掲げる貨物の設 計、製造又は使用に係るもの				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(18) に掲げる貨物であって、貨物等省 令第14条第8号に該当する貨物 の設計、製造又は使用に係る技術 のうち、貨物等省令第27条第1 項第3号又は第5号に該当するも の	_	_	-	_

輸出令別表第1の9の項(2)、(3)、(5)、(5の2)、(5の3)、(5の4)に掲げる貨物であって、 貨物等省令第8条第1号、第4号、第 5号、第5号の2、第5号の3、第5 号の4のいずれかに該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[10の項]~[15の項](略)

[別表B] 特別一般包括役務取引許可/一般包括役務取引許可/特定包括役務取引許可/特定子会社包括役務取引許可マトリックス [2の項] ~[3の2の項] (略) 「4の項]

	提供地	い地域 ①	ほ地域	へ地域 (ち地 域を除	ち地域
外	為令別表項番			<)	
技	・為令別表の4の項(1)に掲げる 逐術であって、次に掲げる貨物の設 ・、製造又は使用に係るもの				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	輸出令別表第1の4の項(18) に掲げる貨物であって、貨物等省 令第14条第8号 <u>イ又は口</u> に該当 する貨物の設計、製造又は使用に 係る技術のうち、貨物等省令第2 7条第1項第3号又は第5号に該 当するもの	_	_	_	_

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(21) に掲げる貨物であって、貨物等省 令第14条第8号に該当する貨物 の設計、製造又は使用に係る技術 のうち、貨物等省令第27条第1 項第3号又は第5号に該当するも の	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[5の項]~[10の項](略) [11の項]

提供地外為令別表項番	い地域①	と地域②	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第3項第1号、第2号イからニまでのいずれか若しくはト、第3号、第5号チ又は第7号に該当するもの			
(略)	(略)	(略)	(略)

「12の項]~「15の項](略)

注1)~注3) (略)

注4)輸出令別表第3に掲げるの地域:アルゼンチン、オーストラリ | 注4)輸出令別表第3に掲げるの地域:アルゼンチン、オーストラリ

1		1		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4のに掲げる貨物であって、 令第14条第8号イ又で 令第14条第8号イスで する貨物の設計、製造 係る技術のうち、貨物で 7条第1項第3号又は 当するもの	貨物等省 <u>は中</u> に該当 又は使用に 等省令第2	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[5の項]~[10の項](略) [11の項]

提供地外為令別表項番	い地域①	と地域②	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であって、貨物等省令第23 条 <u>第4項</u> 第1号、第2号イからニまでのいずれか若しくはト、第3号、 第5号チ又は第7号に該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

「12の項]~「15の項](略)

注1)~注3) (略)

ア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマ ーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、ア ランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、ア イルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュ「イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド ージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、ス \ 、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、 ウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国 注5) (略)

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局332 号・輸出注意事項62第11号) 別表第1の別紙の注抜粋)

生向地・提供地国・地域名	い地 域①	ろ地 域	は地域①		ほ地 域	へ地 域	ち地 域
(略)							
ブルガリア	0						
(略)							

スイス、英国、アメリカ合衆国 注5) (略)

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局332 号・輸出注意事項62第11号) 別表第1の別紙抜粋)

生向地・提供地国・地域名	い地域①	い地 域②	ろ地 域	は地域①	は地 域②	に地 域②	ほ地域	へ地 域	と地 域②	ち地 域
(略)										
ブルガリア		<u>O</u>		$\bigcirc$			<u>O</u>		$\bigcirc$	
(略)										